

令和5年4月13日

株式交換に係る事後開示事項

東京都渋谷区道玄坂 1-2-3
GMO フィナンシャルホールディングス株式会社
代表執行役社長 石村 富隆

東京都渋谷区道玄坂 1-2-3
GMO コイン株式会社
代表取締役社長 石村 富隆

GMO フィナンシャルホールディングス株式会社（以下「GMO-FH」といいます。）及び GMO コイン株式会社（以下「GMO-Coin」といいます。）は、GMO-FH 及び GMO-Coin の間で締結した令和5年3月22日付の株式交換契約に基づき、GMO-FH を株式交換完全親会社、GMO-Coin を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）により、令和5年4月13日を効力発生日として、GMO-FH は GMO-Coin の発行済株式の全部を取得しました。つきましては、会社法第791条第1項第2号・第2項、第801条第3項第3号及び同法施行規則第190条の規定に従い、下記のとおり、事後開示事項を備え置きます。

記

1. 株式交換が効力を生じた日
令和5年4月13日
2. 株式交換完全子会社における事項
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
GMO-Coin に対して、本件株式交換をやめることを請求した GMO-Coin の株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
GMO-Coin は、会社法第785条第3項の規定に基づき、令和5年3月22日付で株主に対して通知を行いましたが、GMO-Coin に対して、反対株主からの株式買取請求はございませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
該当事項はございません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過
該当事項はございません。
3. 株式交換完全親会社における事項
 - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はございません。
 - (2) 会社法第797条の規定による手続の経過
GMO-FH は、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、令和5年3月23日に、株主に対して電子公告を行いました。
なお、本件株式交換は、会社法第796条第2項に定める簡易株式交換であるため、反対株主による株式買取請求はございません。

- (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
該当事項はございません。
4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
8,250 株
5. 前各号に掲げるものの他、株式交換に関する重要な事項
- (1) GMO-FH は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換の規定により、株主総会の承認を得ずに本件株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本件株式交換に反対する旨を通知した GMO-FH の株主はございませんでした。
- (2) GMO-Coin は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 6 日付の臨時株主総会によって、株式交換契約の承認を得ております。
- (3) GMO-FH は、本件株式交換に際して、本件株式交換により GMO-FH が GMO-Coin の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における GMO-Coin の株主（GMO-FH を除きます。）に対して、その保有する GMO-Coin の普通株式に 1 株につき、GMO-FH の普通株式 507 株の割合をもって割当交付いたしました。
これにより、GMO-FH が割当交付した普通株式の合計数は 4,182,750 株です。
- (4) 本件株式交換により増加した GMO-FH の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。
資本金 : 0 円
資本準備金 : 会社計算規則第 39 条の規定に従い、GMO-FH が別途定める額
利益準備金 : 0 円

以上